

議案第80号 小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

マイナンバー法の一部改正により条ずれが生じていることから、所要の改正を行うとともに、執行機関内での特定個人情報の利用範囲を定めた別表の規定等について一部、不備があることから、これを改めるもの。

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年小松島市条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項_____及び第19条第10号_____に基づく<u>個人番号の利用</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく<u>個人番号の利用及び同法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>追加 改正 改正</p> <p>改正</p>

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1～8 (略)	
9 教育委員会	修学の意欲があるにも <u>関わらず</u> ，経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	私立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の経済負担を軽減するための入園料及び保育料の一部を補助する事業に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	小松島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所給付費，障害児相談支援給	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)，身

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1～8 (略)	
9 教育委員会	修学の意欲があるにも <u>かかわらず</u> ，経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	小松島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所給付費，障害児相談支援給	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)，身

改正

削る

改正

	<p>付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。), 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)</p> <p>若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料</p>		<p>付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。), 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)</p> <p>若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給若しくは小松島市国民健康保険税条例</p>	<p>改正</p>
--	---	---	--	---	---	-----------

		の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの			(昭和35年小松島市条例第5号)による国民健康保険税の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
2～4 (略)			2～4 (略)			
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律並びに小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)による地方税の賦課徴収に関する事務_____	生活保護関係情報，国民健康保険関係情報，介護保険給付等関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律並びに小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)による地方税の賦課徴収に関する事務(国民健康保険税に関するものを除く。)であって規則で定めるもの	生活保護関係情報，国民健康保険関係情報，介護保険給付等関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	追加
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料	生活保護関係情報，障がい者関係情報，障害者自立支	6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は小松島	生活保護関係情報，障がい者関係情報，障害者自立支	改正

		援給付関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの		市国民健康保険税条例による国民健康保険税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	援給付関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの		
7 (略)				7 (略)			
8 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの		8 市長	児童扶養手当法_____による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	削る
9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者関係情報_____であって規則で定めるもの		9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は障がい者関係情報であって規則で定めるもの	改正

10～14 (略)		
15 市長	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による <u>重度心身障がい者等</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報，障がい者関係情報，地方税関係情報，国民健康保険関係情報，児童扶養手当関係情報，住民票関係情報，小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による高齢者の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

10～14 (略)		
15 市長	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による <u>重度心身障害者等</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報，障がい者関係情報，地方税関係情報，国民健康保険関係情報，児童扶養手当関係情報，住民票関係情報，小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による高齢者の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

改正

別表第3(第5条関係)

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 (略)			
2 教育委員 会	修学の意欲があるにも関わらず，経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業	市長	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 (略)			
2 教育委員 会	修学の意欲があるにもかかわらず，経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業	市長	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

改正

	に関する事務であつて規則で定めるもの				に関する事務であつて規則で定めるもの			
3 教育委員会	私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業	市長	生活保護関係情報 _____, 地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報 _____であつて規則で定めるもの	3 教育委員会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	改正 改正